

やまぐちから通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

平成29年11月1日
-202号-

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

クレジットカード会社を装った不審メールに注意!

相談事例



自宅のパソコンに、クレジット会社の名前で「取組同意完了のご確認」という表題のメールが届いた。「お取組内容をご確認いただきありがとうございます。入力内容をもとに手続きを進めますので、契約成立までもうしばらくお待ちください。」などと書いてある。自分はこの会社に申し込みをした覚えはない。メールに記載されていた電話番号に電話してみたが、話し中でつながらない。どうしたらよいか。

アドバイス



メールに「詳しくはこちら」などと記載して、URLをクリックするよう誘導しているようですが、クリックしてしまうと、コンピュータウィルスに感染するおそれがあります。心当たりのない会社からのメールが届いた場合は、ウィルスに感染させる目的で送り付けた偽の通知である可能性を考え、記載されたURLをクリックしたり、添付されたファイルを開けないよう注意しましょう。

参照先：東京都消費生活総合センターHP:

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/171020.html>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

- ① 電子レンジで温めた飲み物が突然噴き出した。
- ② IHで火を使っていないのに、揚げ物油が発火！
- ③ カセットこんろのボンベが爆発！

注意点

- ① 液体を温めすぎた場合は、少し時間をおいて冷ましてから取り出しましょう。
- ② IHクッキングヒーターで揚げ物をする際は、油の量に合わせて専用コースを選んで調理しましょう。
- ③ カセットこんろは2台並べて使わないようにしましょう。

参考：東京法規出版「製品を正しく使って事故を防ごう！」

豆知識

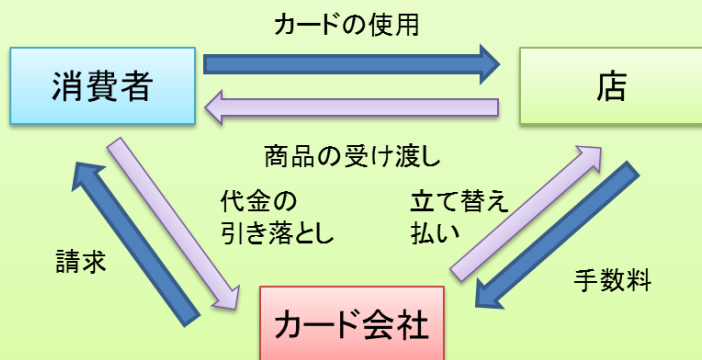
『クレジットカード』について

「クレジット契約」とは

クレジットとは「信用」という意味です。クレジット契約とは、クレジット会社が利用者（消費者）を信用して代金を立て替え、利用者が後で代金を返済する契約の仕組みです。

つまり、クレジットカードを使うということは、借金したことと同じです。使い方によっては利息（手数料）がかかります。

クレジットカードの仕組み



お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っていますが、悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネット系トラブル ●過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。